

令和7年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度肥前やきもの圏人材育成セミナー業務

2 事業の目的

平成28年度に認定された日本遺産「肥前やきもの圏」(『日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～』)は、日本遺産としてその価値を認定された個性豊かなやきものと、やきものにまつわる歴史や風景などのストーリーの認知や魅力の向上を図るとともに、日本遺産を活用した地域活性化に取り組んでいる。

肥前やきもの圏では、圏域内の来訪者に「日本遺産」や「肥前やきもの圏」のストーリーや文化を正しく伝え、継承することを目的に継続して観光ガイド育成事業を行っており、近年は観光案内所やホテル・旅館といった観光事業者など、旅行者が訪れやすい地点にいるガイドや従業員にも情報発信頂けるようなスキームの構築を行っている。加えて、新たに、肥前やきもの圏の情報・魅力をSNS等でも自主的に発信する人材を育成していく。

本事業では、肥前やきもの圏のフィールドリサーチに加え、実際に圏域内でやきもの・窯業を活用した取組を行う人材による、発信をテーマとしたトークセッションを行うことで、肥前やきもの圏の魅力や価値を周知するとともに、各自の発信力を高め、積極的に肥前やきもの圏を発信する地域人材を育成する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月23日(月曜日)まで

4 業務内容

肥前窯業圏の7市町(唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町・佐世保市・波佐見町)で活動している観光ガイドスタッフや、圏域内に所在の観光事業者、やきものに関心のある層を対象に、肥前やきもの圏域内でのやきものを活用した取組事例の紹介を含めた「トークセッション」及び、関連施設等を視察する「フィールドリサーチ」によるセミナーを開催する。具体的には以下(1)～(6)を実施する。なお、開催時期については「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局(以下、事務局)と協議の上、令和8年3月中旬で調整を行うこと。

(1) トークセッションの開催

【トークセッション概要】

テーマ	肥前やきもの圏を「伝える」 ～自分で見つける発信のかたち～(仮)	※最終的な内容、出席者等は事務局と協議の上決定すること。
出席者	コーディネーター1名、 スピーカー2～3名	※スピーカーは、肥前やきもの圏に根差し、やきものに関

ターゲット層	圏域内の観光ガイド、観光事業者、やきものに関心のある人	連した活動を行っている方を選定すること。
目的	肥前やきもの圏や各産地のやきものについて発信する人（スピーカー）が取組を語ることで、参加者へ自主的な発信方法の思考・実践を促す	（例：やきものに関するイベントを主催している、外国人向けにやきものに関する情報発信を行っている等） 出席者確定後は出席依頼等の調整を行うこと。
受講者数	最大 80 名程度	
会場	肥前やきもの圏域内の施設	※使用料も契約金額に含める
参加料	無料	
所要時間	60 分程度	

※講師については、特に申し出がない限り、謝金及び旅費を支払うこと。

（謝金・旅費も契約金額に含む）

※必要に応じて、スピーカーと調整し資料の手配も行うこと。

※会場での必要な機材の設営・撤収も行うこと。

※無料で使用できる受講者用駐車場（70 台程度）を確保すること。

※トークセッションのみの参加も可能とし、申込時に「トークセッションのみ参加」「フィールドリサーチと両方参加」から選択可能とすること。

（2）フィールドリサーチ

受講者に各産地の持つ魅力や、トークセッションで話題に出たスポットを体感してもらうため、バスを利用し施設等の見学を行う。所要時間は、移動も含めて4時間程度とする。

【フィールドリサーチ概要】

視察コース	トークセッションの内容と連動した視察先とすること。 コース数は1～2コースを目安とする。	※最終的な内容は、事務局と協議し決定すること。
移動手段	参加者数に応じ、貸し切りバスをチャーターすること。	※契約金額にバス使用料を含む。
参加人数	最大 80 名程度	
参加料	無料	

※上記を満たすコース・視察先を提案すること。

視察先確定後は視察先との調整、行程作成を行うこと。

※複数コースとなる場合は、各コースに分かれてバスに乗車し、視察先へ向かうこと。

※バスでの移動中にも、参加者への案内や誘導、次視察先の紹介を行うこと。

(必要に応じ、各地の観光ガイドと連携してもよい)

(3) シナリオ作成・会場進行

セミナー当日の進行に関するシナリオを作成し、当日進行を行うこと。なお、シナリオは事務局と協議の上作成すること。

(4) 参加申込の受付・とりまとめ・アンケート

ア メール等によりセミナー参加申込受付を行い、受講者の集約・とりまとめを行うこと。

なお受講希望者が想定人数を超えた場合には、事務局と協議のうえ対応を決定すること。

イ 参加申込者数の状況を週に1回程度、定期的に事務局に報告すること。

ウ セミナー終了後、参加者へのアンケートを実施しとりまとめ、検証をすること。

なお、アンケート内容は事務局と協議の上決定する。

(5) セミナーの広報

ア 広報物(チラシ)の制作

セミナー実施を周知するため、チラシを製作、印刷し、事務局(佐賀県文化課、長崎県県北振興局 商工観光課)に納品すること。なお、チラシは1,000部程度作成することとし、詳細な部数は事務局と協議の上決定すること。

広報物に記載するセミナー名称は、わかりやすく、参加意欲を高めるネーミングとし、本セミナーの魅力が伝わるような紙面とすること。

広報はセミナー開催の1か月半前~1か月前を目安に開始すること。

イ セミナーの広報・集客

事務局及び協議会メンバーと協働し、各地域で活動しているガイド協会や、旅館・ホテル関係者、その他セミナーを受講するのにふさわしい方に対し、セミナーの広報活動を行い、集客を図ること。

(6) その他必要な業務

上記(1)~(5)を実施するにあたり、業務の進捗管理を適切に行うこと。

必要に応じて事務局との打合せを実施すること。本仕様書にない事項については、その都度事務局との協議の上決定する。

5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

(1) 事業完了報告書 1部

(2) 広報用チラシ 1000部程度(枚数は協議の上決定)

(3) 広報用チラシデータ(PDF)

(4) 本業務において作成した成果物・資料等

(5) その他事務局と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 業務実施上の留意点

(1) 一般事項

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- ・受託者は、協議会事務局の承諾を得て、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、再委託したすべての業務において責任を負うこと。
- ・本業務の遂行に必要な経費（会場・機材等使用料、謝金・旅費、バス貸切料、チラシ・資料等作成費、運営管理費等）はすべて契約金額に含まれるものとする。
必要な経費の一切は、受託者が支出すること。
- ・この事業が終了した場合は、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。

(2) 著作権等

- ・納品された成果物、委託業務に関する企画提案書や作業計画書、事業完了報告書等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて事務局に帰属する。
- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定された受託者の権利については行使しないものとする。
- ・本業務により制作された成果物（チラシ等）は事務局のほか、「肥前窯業圏」活性化推進協議会関係団体において二次利用（広報紙等への掲載、ホームページや SNS への掲載等）できるものとする。なお、事務局や関係団体が成果物の電子データを二次利用するにあたり、成果物の電子データ（5（3）広報物チラシデータ）に対する適正な対価を見積額に反映させること。
- ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について撮影前に事務局への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、事務局は責任を負わない。
- ・本業務委託仕様書に定めのない事項については、事務局と協議するものとする。

7 支払方法

完了払い

8 問合せ先、担当

「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局（佐賀県 文化・観光局 文化課内）

〔担当〕 中島、志水、岡

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 TEL：0952-25-7253 FAX：0952-25-7179